

滋賀県行政財産使用料条例別表第3項の使用料率に関する基準

(令和元年9月2日滋財第2150号総務部長通知)

市町村交付金の交付・不交付の区分	使用者の用途	土 地		建 物 (消費税課税)
		消費税非課税の場合	消費税課税の場合	
市町村交付金を交付しない場合	公用、公共用もしくは公益事業の用に供する事務室、駐車場等			
	施設の効用または施設利用者の利便性を高めるための食堂、喫茶店、売店等	3	3.30	5.50
	上記以外の用途	6	6.60	11
	収益性の高いもの(自動販売機等)	9	9.90	16.50
市町村交付金を交付する場合	公用、公共用もしくは公益事業の用に供する事務室、駐車場等			
	施設の効用または施設利用者の利便性を高めるための食堂、喫茶店、売店等	4.40	4.84	7.04
	上記以外の用途	7.40	8.14	12.54
	収益性の高いもの(自動販売機等)	10.40	11.44	18.04

(注1) 「3」等とあるのは、「100分の3」等の率を土地または建物の価格に乗じることを意味する。

(注2) 「土地の価格」とは、前年度の土地の固定資産税評価額とする。ただし、当該評価額の大幅な上昇による使用料の激増を緩和するため、別に定める調整措置を行った額をもって「土地の価格」とすることができるものとする。